花巻市情報公開審査会・個人情報保護審査会会議録

- 1 会議の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成23年5月30日(月) 午前10時27分~午前11時50分
 - (2) 場 所 花巻市役所本庁舎 2階 庁議室
- 2 出席者
 - (1) 出席した委員

中辻孝夫委員、佐々木偉夫委員、岩渕満智子委員、西川隆道委員、柳田善見委員

(2) 欠席した委員

なし

(3) 市側出席者

大山拡詞総務部長、役重眞喜子総務課長、髙橋靖同課課長補佐、 小原賢史同課法規文書係長、安部慎司同課主任

(4) 傍聴者

0人

(5) 報道関係

岩手日日新聞花巻支社1名

- 3 議題(報告事項)
 - (1) 情報公開制度及び個人情報制度の利用状況について
 - (2) その他
- 4 議事の概要

新任の岩渕委員に委嘱状交付

- (1) 開会 総務課長
- (2) あいさつ

中辻会長 (要旨は次のとおり)

本日の議事の内容は、情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況についてである。 事務局より説明を受けたいと思うので、よろしくお願いしたい。

大山総務部長 (要旨は次のとおり)

情報公開、個人情報保護については、なかなか難しい面もあるが、法を順守し、市 民サービスの向上に努めなければならない。よろしくお願いしたい。

- (3) 報告 議長(中辻会長)が進行
 - ①平成22年度情報公開制度の利用状況について

資料No.1により事務局(総務課長補佐)から説明を行った。

主な質疑の内容は、次のとおり。

(柳田委員)

情報公開の受付について、総合支所での取り扱いはあるか。

(事務局)

各総合支所にも受付窓口はあるが、平成22年度の請求は本庁で受け付けている。 過去には、総合支所に請求があったこともある。

(総務課長)

広報でも、本庁総務課及び各総合支所地域振興課が受付窓口とお知らせしている。 (事務局)

決定については、受け付けした所で行うようにしている。総合支所で対応が難しい 場合は、本庁から出向いて対応する。

(中辻会長)

情報公開条例の目的に沿った請求が少ないようだが、目的に沿ったものはどれか。 (事務局)

条例の目的に沿ったものは、11件ある。内容は、入札の執行状況に関するものが No. 30、No. 40、No. 49、予算執行に関するものが No. 23、No. 34、No. 38、契約に 関するものが No. 20、土地等評価に関するものが No. 25、職員に関するものが No. 16、有害鳥獣に関するものが No. 18、指定管理に関するものが No. 13 である。

(中辻会長)

No.16の請求者は個人か。

(事務局)

マスコミである。請求書には請求の目的を記載する必要がないので、目的については把握していない。

(中辻会長)

No.40、No.49の請求者は企業か。

(事務局)

同一の方からの請求であるが、企業としての請求と個人としての請求がある。 意図 は分からないが、業者の方と思われる。

(佐々木委員)

保育所運営の請求が教育委員会に対してあるようだ。

(総務課長)

保育所の運営が、教育委員会の所管になったことによる。

(岩渕委員)

請求件数が増えていることは、制度が普及しているという点では良いことだと思う。 (中辻会長)

震災で避難している方も請求できるのか。

(事務局)

市民に限定するものではないので、可能である。

(西川委員)

市の規模からして、請求件数49件は多いのか、少ないのか。

(事務局)

10万人規模の市としては、多いものではないと思う。標準に近づいてきたものと考える。

(中计会長)

市民からの請求がどのくらいあるかが、興味のあるところである。

②平成22年度個人情報保護制度の利用状況について

資料No.2により事務局(総務課長補佐)から説明を行った。

主な質疑の内容は、次のとおり。

(中辻会長)

犯罪記録について開示請求があったようだが、市には法務局からどの程度の記録が 来ているのか。

(事務局)

庁内においても厳重に管理しており、内容は把握していない。選挙権の照会など、 使用が制限されており、事務の便宜を図るために提供されているものである。

(総務課長)

この請求者は、法務省、警察に相談し、最終的に本市に請求したものである。

(西川委員)

請求者の生活又は財産を害するおそれがあるものとして、存否応答拒否の決定をしたとのことであるが、犯罪記録について、他者に利用されることが疑われたのか。

(事務局)

請求目的について確認するものではないが、請求者は自身に犯歴がないことを証明 するために相談して回ったようだ。

(総務課長)

犯歴については、何人にも公表してはならないというのが総務省の見解である。

(西川委員)

請求者は、決定内容に納得したのか。

(事務局)

納得された。

③その他

情報公開制度及び個人情報保護制度の概要等について市民に周知する、「広報はなまき 6月15日号」掲載予定記事を事務局(総務課長補佐)から紹介。

主な質疑の内容は、次のとおり。

(中辻会長)

災害時要援護者支援制度について、支援を必要とする方に登録してもらっているようだが、周知の方法はどうしているのか。

(総務課長)

行政区長、民生委員に声掛けをしてもらっている。

(佐々木委員)

誰でも登録できるのか。

(総務課長)

妊産婦など、支援を必要とする期間が限定的な方でも、手を挙げていただければ誰でも登録できる。災害弱者という観点からは、登録者数はまだ少ない。

(柳田委員)

制度の担当課はどこか。地域で窓口になるのはどこか。地域の窓口が大切だと思う。 (総務課長)

市の担当課は地域福祉課、地域の窓口は、行政区長、民生委員、自主防災組織である。地域で情報を共有することが望ましい。

(4) 閉会 総務課長